

市民の手で生まれた“リサイクル”のシンボルマーク

# 牛乳パック再利用マーク

(パックマーク)



説明書

牛乳パック再利用マーク普及促進協議会

## 目 次

はじめに	牛乳パック再利用マーク（パックマーク）について……………	3
1.	牛乳パック再利用マーク事業（パックマーク事業）の目的……………	4
2.	牛乳パック再利用マーク事業（パックマーク事業）の概要……………	4
3.	牛乳パック再利用マーク事業（パックマーク事業）実施概要……………	7
4.	提出書類様式	
	様式 1. 牛乳パック再利用マーク（パックマーク）工場認定 申込書	
	様式 2. 牛乳パック再利用マーク（パックマーク）使用 申込書	
	様式 3. 牛乳パック再利用マーク（パックマーク）使用届	
	A. 使用権者用	
	B. 一般広報用	

---

## はじめに 牛乳パック再利用マーク（パックマーク）について

### ■ 1992年に、市民の投票により誕生

牛乳パック再利用マーク（以下「パックマーク」と呼称）は、使用済み牛乳パックを再利用して作られた製品につけられる牛乳パックリサイクルのシンボルマークです。

パックマークは、1992年に開催された「第6回牛乳パックの再利用を考える全国大会」（北九州市）において、参加した市民の投票によって選定されました。

その背景には、1980年代半ばに始まった牛乳パック再利用運動の高まりがあります。使い捨て時代を見直そうとする山梨県の主婦の「ものの大切さを子どもたちに伝えていきたい」という思いからスタートしたこの運動は、牛乳パックという身近な素材を扱う環境保護運動であることから、市民の間に急速に浸透し、全国的な規模で牛乳パックの回収が進みました。

### ■ 環境にやさしいお買い物の目印

ただ、こうした回収運動の盛り上がり比べて、再生品の利用がなかなか進まないことが問題点として浮かび上がってきました。トイレットペーパーなどでは、逆にバージンパルプものがシェアを伸ばしていました。

ちょうどそのころ、全国牛乳パックの再利用を考える連絡会（全国パック連）が行った調査で明らかになったのは、多くの消費者がパルプものと再生紙の区別を意識せずに買っているという現状です。再生紙利用が伸び悩んでいる原因の一つに、「再生紙や牛乳パックのリサイクル品を選びたくても、どれがその商品なのか分からない」という大きな問題があることが浮き彫りにされました。「それなら、自分たちの手でお買い物の目印になるようなマークを作ろう」ということになり、制定されたのがパックマークです。

### ■ 再生紙普及キャンペーンとともに定着

パックマークは、エコマークやグリーンマークのような、いわゆる「エコ・ラベル」の一種と言えます。しかし、他のマークと決定的に異なるのは、パックマークが市民の要望に応じて、市民の手で作られ、市民の手で育てられてきたマークだということです。パックマークの誕生後、全国で市民・企業・自治体の運動により再生紙普及キャンペーンが繰り広げられ、「集めた資源を使ってこそそのリサイクル」という理念の浸透とともに、パックマークの認知度も高まってきました。

パックマークは、中学校の社会科教科書や小中学校の環境副読本、全国各地の自治体のパンフレットにも登場しています。さらに、新聞などでもエコマークなどと並んで取り上げられるなど、今やパックマークは、社会的な認知を受けたエコ・ラベルの一つとし、すっかり人々の間に定着しています。

パックマークは、各地域の市民・企業・行政・マスコミ・市民団体が手をつなぎ、“再生品を使う運動”としてもシンボルになってきていると言えます。

## 1. 牛乳パック再利用マーク事業（パックマーク事業）の目的

- ① 使用済み牛乳パックを再利用した商品にパックマークを表示することで、市民や自治体、企業、団体などが環境配慮型の商品を選ぶ際の目印とし、「グリーン購入」を推進する。
- ② パックマークを表示することにより、その商品を製造・販売する企業が環境問題に対する基本姿勢を消費者に向けて明らかにし、市民と企業との信頼関係を構築すると同時に、牛乳パックリサイクル商品の普及促進を図る。
- ③ これらの取り組みにより、地球環境保全と循環型社会の形成に貢献する。

## 2. 牛乳パック再利用マーク事業（パックマーク事業）の概要

### （1）パックマークの管理運営

パックマークの管理及び運営については、次の団体が担う。

牛乳パック再利用マーク普及促進協議会

〒164-0003 東京都中野区東中野 4-6-7-201（全国パック連内）

TEL.03-3360-1098 FAX. 03-3360-7090

### （2）パックマークの対象商品

使用済み牛乳パックを原料の一部または全部に使用している商品

<参考：現在パックマークのついている品目>

- ・家庭紙……………トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ちり紙 等
- ・事務用品……………ノート・事務用箋等の表紙、フラットファイル、書類函  
メールBOX、名刺、ポストカード、事務封筒 等
- ・日用品……………紙ひも、油取り紙、折箱 等
- ・ノベルティ、販促品……………うちわ、貯金箱、ポケットティッシュ、カレンダー、  
各種印刷用紙 等
- ・梱包資材……………各種パッケージ、手提げ紙袋 等
- ・その他……………展示用パネルボード、紙パック回収BOX 等

## パックマークの工場認定と使用許可

パックマークの使用に関しては、パックマークの工場認定およびパックマークの使用許可の2種類の許可が必要となる。

### ① 工場認定

使用済み牛乳パックを原料として、一定の基準を満たしてパルプを製造もしくは抄紙しており、また今後についても継続的に回収牛乳パックを原料として受け入れ可能な工場を、パックマーク工場として認定する。

→ 別紙様式1による認定申込書提出

### ② 使用許可

最終商品にパックマークをつけて販売することを希望する企業は、パックマーク使用許可を得て使用権を所有する必要がある。

→ 別紙様式2による使用申込書提出

※パルプもしくは抄紙された紙を購入し、それを加工して最終商品を製造しているメーカーの場合、パルプ製造元がパックマークの工場認定を受けていることが前提となる。

### ③ 使用申請

#### 別紙様式3-Aによる使用申請

商品のパッケージにパックマークを表示して販売する場合、パッケージ製作企業がパックマークの使用権者であった場合は、その使用権者が用途を申請することで表示可能となる。

但し最終商品のメーカーの意思で、マーク使用権を持たない業者がパッケージを担当する場合は、最終商品メーカーがパックマークの使用権を得る必要がある。

#### 別紙様式3-Bによる使用申請

行政、マスコミほかの報道にパックマークを使用する場合、また広報・啓発活動と認められるマーク使用の場合は、上記使用申請書を提出することでこれを認める。

## (3) パックマーク認定および許可の要件

- ① 使用済み牛乳パックを原料の一部または全部に使用していること。  
牛乳パック配合率には基準は設けず、個別に判断する。
- ② 製造段階において環境汚染対策が適切であること。
- ③ 品質および安全性については規格を満たしていること。
- ④ 工場認定料、マーク使用権料を納めること。

#### (4) パックマーク工場認定料及び使用料について

##### <工場認定料>

1 企業 200,000 円 (認定時初回のみ必要)

##### <マーク使用料>

1 企業 120,000 円 (年間)

※障害者作業所が、回収牛乳パックを原料にして紙漉き商品を作って販売する場合のみ使用料は除外する。

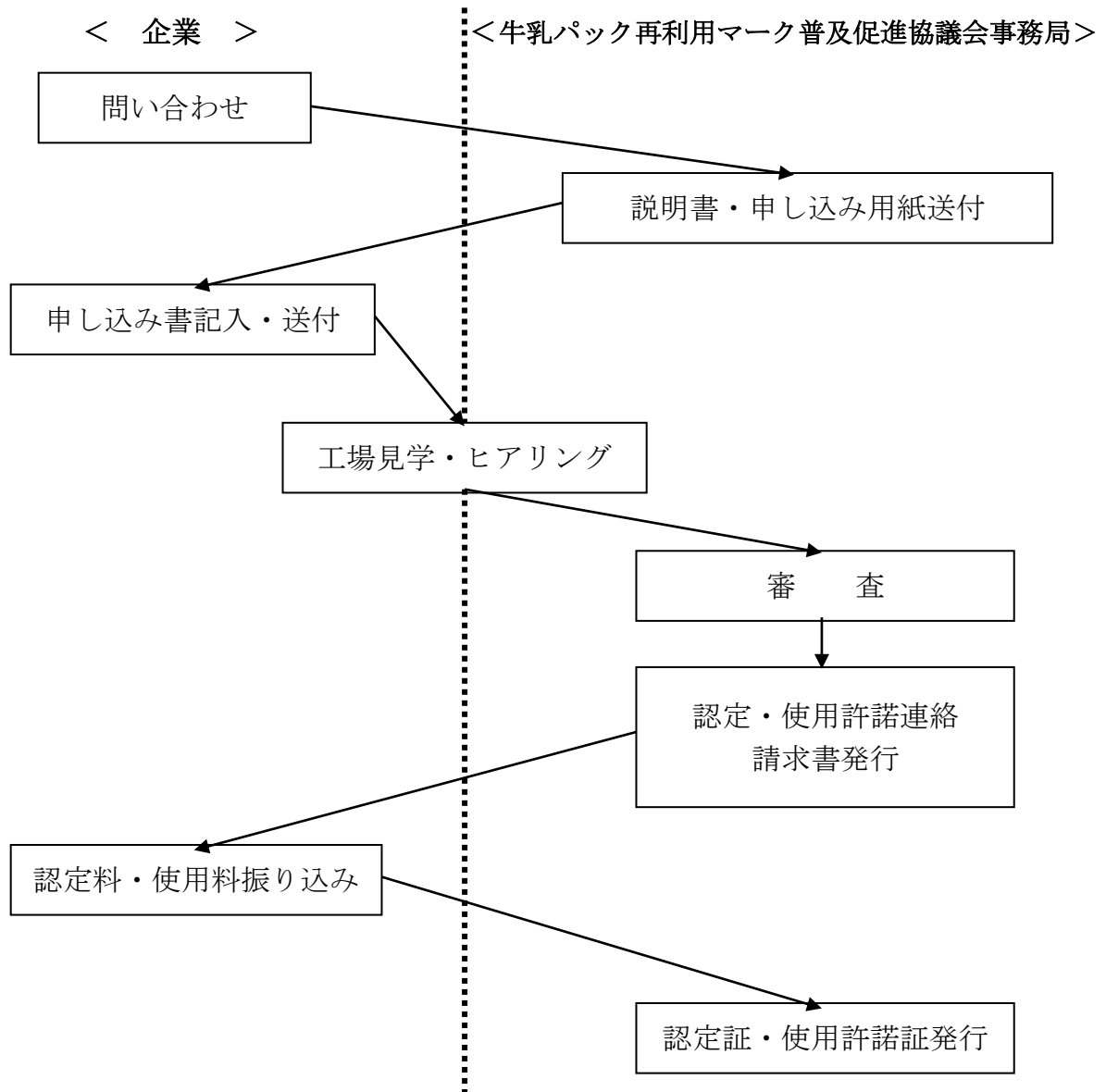
#### (5) パックマーク使用権の有効期間

一年間 (4月～翌年3月)

※ 毎年3月に更新の手続きを行う。

### 3. 牛乳パック再利用マーク事業（パックマーク事業）実施要綱

#### (1) 認定までの手続き



※牛乳パック再利用マーク普及促進協議会事務局は、企業から認定申し込みの書類を受け取ってから、概ね 30 日以内に、提出類の審査および工場見学・ヒアリングを実施し、認定の可否を当該企業に連絡するものとする。

## 認定・使用申し込みの際に必要な書類 ほか

- ① パックマーク工場認定申し込み書 (様式 1-1~4)
- ② パックマーク使用申し込み書 (様式 2-1~2)
- ③ 会社概要書 (様式自由)
- ④ 商品カタログ (様式自由)
- ⑤ 安全管理、品質管理、環境管理等に関する公的な証明書 (コピー) 他 説明文書等
- ⑥ その他、必要な書類 (適宜)
- ⑦ パックマーク認定を希望する商品の見本 (現品)

### (2) 使用許可の更新

パックマーク使用企業からの申し出がない場合、毎年4月に契約を自動更新する。

### (3) 認定料・使用料の払い込み

認定料および使用料は、下記銀行口座へ振り込むものとする。

三菱東京 UFJ 銀行 普通 0118246  
牛乳パック再利用マーク普及促進協議会 事務局長 平井成子  
(ギョウニューパックサイリヨウマークフキュウソクシンキョウギカイ ジムキョクチョウ ヒライセイコ)

### (4) 認定・使用許可の取り消し

パックマーク認定・使用企業に次のような行為があった場合は、牛乳パック再利用マーク普及促進協議会事務局が認定を取り消し、また必要に応じて法的措置を取ることがある。

- ① 申込書類に虚偽の記載があった場合
- ② 申込書に記載されていない商品に無断でパックマークを使用した場合
- ③ パックマークを改変したり、指定の色・アミと著しく異なる使い方をした場合
- ④ その他、パックマークが不正に使用されていると判断した場合

### (5) パックマーク使用の詳細

#### 使用マニュアル

#### A. スミ1色刷の場合

使用される色が他の1色の場合も、これに準じます。



#### B. 2色刷以上の場合

1番濃い1色を使用してください。



#### C. モデルカラー

カラー展開の場合の基本カラー。  
DIC93→C55%+Y95%  
DIC81→M45%+Y100%とします





## (6) 申し込み先

### 牛乳パック再利用マーク普及促進協議会事務局

〒164-0003 東京都中野区東中野 4-6-7-201 (全国パック連内)

TEL.03-3360-1098 FAX. 03-3360-7090

E-mail : [info@packren.org](mailto:info@packren.org) <http://www.packren.org>

## (7) パックマーク使用届 (様式3-A・B)

- パックマーク使用申込書提出以降、新たな製品にパックマークを使用する場合、パックマーク使用権者は「パックマーク使用届け」(様式3-A)に必要な事項を記入の上、牛乳パック再利用マーク普及促進協議会事務局へ申請する。
- 商品以外に広報・啓発を目的に発行する印刷物等にマークを使用する場合は、発行元が「パックマーク使用届け」(様式3-B)に必要な事項を記入の上、牛乳パック再利用マーク普及促進協議会事務局へ申請する。  
また発行物完成時点で、サンプルを「牛乳パック再利用マーク普及促進協議会事務局」に提出するものとする。

## (8) その他

- パックマーク認定、使用企業は、申込書類の記載事項に変更が生じた場合は速やかに牛乳パック再利用マーク普及促進協議会事務局に対し変更内容を連絡する。
- 牛乳パック再利用マーク普及促進協議会事務局は、パックマークの使用状況について適宜、認定工場および店頭調査等を行う同時に、パックマーク商品の情報発信を行う。
- その他、必要な事項については牛乳パック再利用マーク普及促進協議会において、その都度協議する。